

2019年5月20日

各 位

会 社 名 SOMPホールディングス株式会社
代表者名 グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟
(コード: 8630、東証第1部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月24日開催予定の第9回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、持続的な成長と企業価値の向上を果たしていくことを目指しております。当社はこれまでその実現に向けて、グループ経営体制の強化を着実に進めてまいりましたが、このたび、監督・執行の立場・役割の明確化による両機能の更なる強化および社外取締役を中心とした取締役会への移行による監督のガバナンス体制の強化のため、指名委員会等設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除、各変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、定款変更案のうち、第33条については、監査役全員の同意を得ております。また、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年6月24日（予定）

以上

別紙（現行定款・定款変更案対照表）

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更定款案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> (3) 執行役 (4) 会計監査人
第5条 (略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条 (略) (単元未満株式の買増請求) 第10条 当会社の株主は、 <u>取締役会の決議によって定める株式取扱規則</u> (以下「 <u>株式取扱規則</u> 」という。)の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	第6条～第9条 (現行どおり) (単元未満株式の買増請求) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第11条 (略) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 (略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>委任を受けた執行役</u> が定め、これを公告する。 3 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続きについては、法令またはこの定款のほか、株式取扱規則の定めるところによる。	(株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続きについては、法令またはこの定款のほか、 <u>取締役会の決議によって委任を受けた執行役</u> が定める株式取扱規則の定めるところによる。
第3章 株主総会	第3章 株主総会

<p>第 13 条～第 14 条 (略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p>	<p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>グループ CEO を兼務する取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>グループ CEO を兼務する取締役</u>を置かないときは、<u>グループ CEO を兼務する取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p>
<p>第 16 条～第 18 条 (略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 16 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第 19 条～第 21 条 (略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名を選定することができる。</p>	<p>第 19 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>前項に従い定めた取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条～第 26 条 (略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

第 <u>28</u> 条～第 <u>29</u> 条 (略)	第 <u>26</u> 条～第 <u>27</u> 条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(員数) 第30条 当会社の監査役は、7名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。 2 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会規則) 第35条 監査役会の運営については、法令またはこの定款のほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則の定めるところによる。	(削除)
(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除するこ	(削除)

<u>とができる。</u>	
(社外監査役との責任限定契約) <u>第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u>
(新設)	<u>(委員の選定方法)</u> <u>第 28 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u>
(新設)	<u>(委員会規程)</u> <u>第 29 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会の決議によって定める各委員会規程の定めるところによる。</u>
(新設)	<u>第 6 章 執行役</u>
(新設)	<u>(選任方法)</u> <u>第 30 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(任期)</u> <u>第 31 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>(代表執行役およびグループ CEO)</u> <u>第 32 条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって、執行役の中からグループ CEO を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	<u>(執行役規程)</u> <u>第 34 条 執行役に関する事項は、法令またはこの定</u>

	<u>款のほか、取締役会の決議によって定める執行役規程の定めるところによる。</u>
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算
第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (略)	第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の第9回定期株主総会の終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上